

農林水産省補助事業

韓国 畜産物衛生管理法（仮訳）

2017年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、ジェットロで既に翻訳の上で公表済みの「韓国 輸入食品安全管理特別法（2016年2月4日施行）」、同法施行令（同年2月4日施行）、同法施行規則（同年3月31日施行）に記載の「畜産物衛生管理法」（2017年2月4日施行）をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B6%95%EC%82%B0%EB%AC%BC%EC%9C%84%EC%83%9D%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

畜産物衛生管理法

[施行 2017.2.4.] [法律 第14026号、2016.2.3.、他法改正]

食品医薬品安全処（農畜水産物政策課）043-719-3204

第1章 総則 <改正 2010.5.25.>

第1条（目的） 本法は、畜産物の衛生的な管理とその品質の向上を図るため、家畜の飼育・と畜・処理と畜産物の加工・流通および検査に必要な事項を定めることにより、畜産業の健全な発展と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

[全文改正 2010.5.25.]

第2条（定義） 本法において使用する用語の意味は、次のとおりである。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

1. "家畜"とは、牛、馬、羊（山羊を含む。以下同様）、豚（飼育用の猪を含む。以下同様）、鶏、鴨、その他の食用を目的とする動物であって、大統領令で定める動物をいう。
2. "畜産物"とは、食肉・パック肉・原乳・食用卵・食肉加工品・乳加工品・卵加工品をいう。
3. "食肉"とは、食用を目的とする家畜の枝肉、精肉、内臓、その他の部分をいう。
4. "パック肉"とは、販売（不特定多数に無料で提供する場合を含む。以下同様）を目的として食肉を切断（細切または粉碎を含む）し、包装した状態で冷蔵あるいは冷凍したものであって、化学的合成品などの添加物や他の食品を添加していないものをいう。
5. "原乳"とは、販売または販売のための処理・加工を目的とする搾乳状態の牛乳と羊乳をいう。
6. "食用卵"とは、食用を目的とする家畜の卵であって、総理令で定めるものをいう。
7. "集乳"とは、原乳を収集、濾過、冷却または貯蔵することをいう。
8. "食肉加工品"とは、販売を目的とするハム類、ソーセージ類、ベーコン類、乾燥貯蔵肉類、味付肉類、その他の食肉を原料として加工したものであって、大統領令で定めるものをいう。
9. "乳加工品"とは、販売を目的とする牛乳類、低脂肪牛乳類、粉ミルク類、調製乳類、発酵乳類、バター類、チーズ類、その他の原乳などを原料として加工したものであって、大統領令で定めるものをいう。

10. "卵加工品"とは、販売を目的とする卵黄液、卵白液、全卵粉末、その他の卵を原料として加工したものであって、大統領令で定めるものをいう。
11. "作業場"とは、と畜場、集乳場、畜産物加工場、食肉包装処理場、または畜産物保管場をいう。
12. "起立不能"とは、立ち上がったり歩いたりすることができない症状をいう。
13. "畜産物加工品トレーサビリティ管理"とは、畜産物加工品（食肉加工品、乳加工品および卵加工品をいう。以下同様）を、加工段階から販売段階まで段階別に情報を記録・管理し、その畜産物加工品の安全性などに問題が発生した場合、その畜産物加工品の履歴を追跡して原因を究明し必要な措置を行うことができるように管理することをいう。

[全文改正 2010.5.25.]

第3条（他の法律との関係） 畜産物については、本法に規定がある場合を除き「食品衛生法」に従う。

[全文改正 2010.5.25.]

第2章 畜産物などの基準・規格および表示 <改正 2010.5.25.>

第3条の2（畜産物衛生審議委員会の設置など） 畜産物衛生に関する主な事項などを調査・審議するため、食品医薬品安全処長の下に畜産物衛生審議委員会（以下"委員会"という）を置く。<改正 2013.3.23.>

②委員会は次の各号の事項を調査・審議する。<改正 2013.3.23.、2013.7.30.>

1. 畜産物に対する病原性微生物検査基準および汚染防止に関する事項
2. 畜産物に対する抗生物質、農薬など有害性物質残留防止のための技術指導および教育に関する事項
3. 畜産物の加工・包装・保存・流通の基準および成分の規格に関する事項
4. 第9条第1項による安全管理認証基準に関する事項
5. 第15条の2第1項または第33条の2第2項による畜産物の輸入・販売などの禁止措置に関する事項
6. その他、食品医薬品安全処長が重要と認め審議に付する事項

③畜産物の国際基準および規格などを調査・研究させるため、委員会に研究委員を置くことができる。

④第1項から第3項までで規定した事項の他、委員会の構成と運営に必要な事項は大統領

令で定める。①

[全文改正 2010.5.25.]

第4条 (畜産物の基準および規格) ①家畜のと畜・処理および集乳の基準は総理令で定める。

<改正 2013.3.23.>

②食品医薬品安全処長は、公衆衛生上の必要がある場合、次の各号の事項を定めて告示することができる。

<改正 2013.3.23.>

1. 畜産物の加工・包装・保存および流通の方法に関する基準（以下"加工基準"という）
2. 畜産物の成分に関する規格（以下"成分規格"という）
3. 畜産物の衛生等級に関する基準

③食品医薬品安全処長は、加工基準および成分規格が定められていない畜産物については、その畜産物加工業の営業者に加工基準および成分規格を提出させ、「食品・医薬品分野の試験・検査などに関する法律」第6条第2項第2号による畜産物試験・検査機関の検討を経て、その加工基準および成分規格を第2項による告示の前まで一時的に認めることができる。<改正 2013.3.23.、2013.7.30.>

④輸出を目的とする畜産物の基準、加工基準および成分規格は、第1項および第2項にかかわらず輸入者が要求する基準、加工基準および成分規格によることができる。

⑤家畜のと畜・処理、集乳と畜産物の加工・包装・保存・流通は、第1項から第3項までの規定による基準、加工基準、および成分規格に従わなければならない。販売を目的として輸入する畜産物の場合も同じである。

⑥第1項から第3項までの規定による基準、加工基準、および成分規格に適合しない畜産物は、販売あるいは販売目的で保管・運搬または陳列してはならない。

[全文改正 2010.5.25.]

第5条 (容器などの規格など) ①食品医薬品安全処長は、畜産物の衛生的処理のために必要

と認めた場合、畜産物に使用する容器、器具、包装、または検印用・印刷用の色素（以下"容器など"という）に関する規格など、必要な事項を定めて告示することができる。<改正

正 2013.3.23.>

②第1項により規格などが定められた場合、その規格などに適合する容器などを使用しなければならない。

[全文改正 2010.5.25.]

第6条（畜産物の表示基準） ①食品医薬品安全処長は、販売を目的とする畜産物の表示に関する基準を定めて告示することができる。その場合、「畜産法」第2条第1号の2による韓国在来種の家畜に対する表示を区別して定めることができる。<改正 2013.3.23.、2013.4.5.>

②第1項により表示に関する基準が定められた畜産物は、その基準に適合する表示を行わなければならない。販売を目的として輸入する畜産物の場合も同じである。

③第1項により表示に関する基準が定められた畜産物は、第2項による表示がなければ、販売あるいは販売目的で加工・包装・保管・運搬または陳列してはならない。

[全文改正 2010.5.25.]

第3章 畜産物の衛生管理 <改正 2010.5.25.>

第7条（家畜のと畜など） ①家畜のと畜・処理、集乳、畜産物の加工・包装および保管は、第22条第1項により許可を受けた作業場で行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りではない。<改正 2011.11.22.、2016.2.3.>

1. 学術研究用に使用するためにと畜・処理する場合
2. 特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下"市・道知事"という）が牛と馬を除く家畜の種類別に定めて告示する地域において、その家畜を自家消費するためにと畜・処理する場合
3. 市・道知事が牛・馬・豚および羊を除く家畜の種類別に定めて告示する地域において、その家畜を所有者が当該場所において、自ら調理して消費者に販売（以下"自家調理・販売"という）するためにと畜・処理する場合

②第1項第1号により家畜をと畜・処理した者は、総理令で定めるところにより、市・道知事に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.>

③第1項第1号によりと畜・処理した家畜の食肉は、総理令で定めるところにより、食用として使用あるいは販売することができる。<改正 2013.3.23.>

④第1項第3号により牛・馬・豚および羊を除く家畜をと畜・処理する者は、食品医薬品安全処長が定めて告示するところにより、衛生的にと畜・処理しなければならない。<改正 2013.3.23.>

⑤第1項の各号以外の部分の本文にかかわらず、負傷など大統領令で定める場合を除き、起立不能な家畜はと畜・処理して食用として使用あるいは販売してはならない。

- ⑥国および地方自治体は、第5項による起立不能な家畜について、疾病検査を実施した後に適切な方法で廃棄処理しなければならない、それに伴い発生した家畜所有者の損失については正当な補償を行わなければならない。
- ⑦第5項の適用対象である家畜および第6項による家畜別の疾病検査項目および検査方法、補償基準・手続き、補償価格の算定、および廃棄方式などに必要な事項は大統領令で定める。
- ⑧牛・馬・豚および羊を除く家畜のうち総理令で定める家畜を、第1項第2号による自家消費または自家調理・販売を行うためにと畜・処理しようとする者は、市・道知事または市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同様）に対しと畜・処理する家畜やと畜後に処理する食肉について検査を要請することができる。その場合、要請を受けた市・道知事または市長・郡守・区庁長は、特別な事情がない限り第13条第1項により市・道知事が任命・委嘱した検査官にその検査を行わせなければならない。<新設 2016.2.3.>
- ⑨第8項により食肉について検査を行った検査官は、検査に合格した食肉に第16条による合格表示を行わなければならない。ただし、検査を要請した者が合格表示を希望しない場合はその限りではない。<新設 2016.2.3.>
- ⑩第8項による検査の項目・方法・基準・手続きなどに関し必要な事項は総理令で定める。
<新設 2016.2.3.>
[全文改正 2010.5.25.]

- 第8条（衛生管理基準）** ①第22条により許可を受け、あるいは第24条により申告を行った者（以下"営業者"という）およびその従業員が作業場または事業所において守らなければならない衛生管理基準（以下"衛生管理基準"という）は総理令で定める。<改正 2013.3.23.>
- ②次の各号に該当する営業者は、衛生管理基準により当該作業場または事業所において営業者および従業員が守らなければならない自主衛生管理基準を作成・運営しなければならない。<改正 2013.3.23.>
1. 第21条第1項第1号によると畜業の営業者
 2. 第21条第1項第3号による畜産物加工業の営業者
 3. 第21条第1項第4号による食肉包装処理業の営業者
 4. その他、自主衛生管理基準を作成・運営しなければならないと認められ総理令で定める営業者
- ③第2項による自主衛生管理基準の作成・運営などに必要な事項は総理令で定める。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

- 第9条（安全管理認証基準）** ①食品医薬品安全処長は、家畜の飼育から畜産物の原料管理・処理・加工・包装・流通および販売までのすべての過程で、人体に危害を及ぼす物質が畜産物に混入される、あるいはその物質から畜産物が汚染されることを防止するため、総理令で定めるところにより各過程別に安全管理認証基準（以下"安全管理認証基準"という）およびその適用に関する事項を定め告示する。
- ②第21条第1項第1号によると畜業の営業者、同項第2号による集乳業の営業者、および同項第3号による畜産物加工業の営業者のうち総理令で定める営業者は、安全管理認証基準により当該作業場に適用する自主安全管理認証基準（以下"自主安全管理認証基準"という）を作成・運用しなければならない。ただし、総理令で定める島嶼地域の営業者の場合はその限りでない。
- ③食品医薬品安全処長は、安全管理認証基準を遵守していることの認証を受けることを希望する者（第2項本文による営業者は除く）がいる場合、遵守されているかどうかを審査し、当該作業場・事業所または農場を安全管理認証作業場・安全管理認証事業所または安全管理認証農場として認証することができる。
- ④「農業協同組合法」による畜産業協同組合など総理令で定める者が、家畜の飼育、畜産物の処理・加工・流通および販売などすべての段階において安全管理認証基準を遵守していることを統合し認証を受けようと申請した場合、食品医薬品安全処長はその申請者と家畜の出荷または原料供給などの契約を締結した作業場・事業所または農場の安全管理認証基準が遵守されているかどうかなど認証要件を審査し、当該申請者を安全管理統合認証業者として認証することができる。その場合、当該作業場・事業所または農場は第3項による安全管理認証作業場・安全管理認証事業所または安全管理認証農場としてそれぞれ認証を受けたものとみなす。
- ⑤第3項または第4項後段により安全管理認証作業場・安全管理認証事業所または安全管理認証農場として認証を受けた者、あるいは受けたとみなされる者、第4項前段による安全管理統合認証業者として認証を受けた者が、その認証を受けた事項のうち総理令で定める事項を変更しようとする場合、食品医薬品安全処長の変更認証を受けなければならない。
- ⑥食品医薬品安全処長は、第3項または第4項後段により安全管理認証作業場・安全管理認証事業所または安全管理認証農場として認証を受けた者、あるいは受けたものとみなされる者、第4項前段による安全管理統合認証業者として認証を受けた者、および第5項

により変更認証を受けた者に対し、その認証または変更認証の事実を証明する書類を発給しなければならない。

⑦第6項による認証または変更認証事実証明書類の発給を受けていない者は、安全管理認証作業場・安全管理認証事業所・安全管理認証農場または安全管理統合認証業者（以下"安全管理認証作業場など"という）という名称を使用することができない。

⑧食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、安全管理認証基準を効率的に運用するため、次の各号のいずれかに該当する者に、安全管理認証基準の遵守に必要な技術・情報を提供し、あるいは教育訓練を実施することができる。<改正

2016.2.3.>

1. 自主安全管理認証基準を作成・運用しなければならない営業者（従業員を含む）
2. 第3項または第4項により安全管理認証作業場などの認証を受けようとする者、および認証を受けた者（従業員を含む）

⑨食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、安全管理認証作業場などとして認証を受けた者に対し、施設改善のための融資事業などの優先支援を行うことができる。

⑩次の各号の事項は総理令で定める。

1. 第3項および第4項による安全管理認証作業場などの認証要件および手続き
2. 第5項による変更認証の手続き
3. 第6項による証明書類の発給
4. 第8項による教育訓練の実施機関、実施費用および内容など

[全文改正 2013.7.30.]

[施行日] 第9条第2項のうち集乳場の営業者に対する改正規定は次の各号で定める日

1. 1日の平均集乳量が150トン以上の集乳場：2014年7月1日
2. 1日の平均集乳量が75トン以上150トン未満の集乳場：2015年1月1日
3. 1日の平均集乳量が75トン未満の集乳場：2016年1月1日

[施行日] 第9条第2項のうち事業所の畜産物加工業の営業者に対する改正規定は次の各号で定める日

1. 年間売上額が20億ウォン以上かつ従業員数が51人以上の事業所：2015年1月1日
2. 年間売上額が5億ウォン以上かつ従業員数が21人以上の事業所：2016年1月1日
3. 年間売上額が1億ウォン以上かつ従業員数が6人以上の事業所：2017年1月1日
4. 年間売上額が1億ウォン未満あるいは従業員数が5人以下の事業所：2018年1月1日

第9条の2（認証有効期間） ①第9条第3項または第4項による認証の有効期間は、認証を受けた日から3年とし、同条第5項による変更認証の有効期間は当初の認証有効期間の残余期間とする。

②第1項による認証有効期間を延長しようとする者は、総理令で定めるところにより、食品医薬品安全処長に延長申請を行わなければならない。

③食品医薬品安全処長は、第2項による延長申請を受けた時は、安全管理認証基準に適合すると認める場合にその期間を延長することができる。その場合、1回の延長期間は3年を超えることはできない。

[全文改正 2013.7.30.]

第9条の3（安全管理認証基準が遵守されているかどうかの評価など） ①食品医薬品安全処長は、安全管理認証作業場などに対し、安全管理認証基準が遵守されているかどうか、年1回以上の調査・評価を行わなければならない。

②食品医薬品安全処長は、自主安全管理認証基準を運用する営業者に対し、自主安全管理認証基準およびその運用の適正性について年1回以上の調査・評価を行わなければならない。

③食品医薬品安全処長は、第2項による評価の結果が優秀な営業者に対し、優先的に行政的・財政的支援を行うことができる。

④食品医薬品安全処長は、安全管理認証基準の適正性の検証を通じ、安全管理認証制度の定着と継続的な発展のために努力しなければならない。

⑤食品医薬品安全処長は、第4項による検証を行うため、関係公務員が関連の作業場・事業所または農場に立入って調査を行わせることができる。その場合、関係公務員はその権限を表示する証票を持参し、それを関係者に提示しなければならない。

⑥安全管理認証作業場などの認証を受けた者（従業員を含む）と自主安全管理認証基準を運用する営業者（従業員を含む）は、第1項、第2項および第5項による立入・調査を拒否・妨害、あるいは忌避してはならない。

⑦食品医薬品安全処長は、第2項による調査・評価の過程で自主安全管理認証基準に違反した事実を知った時、市・道知事に当該作業場の営業者に対し、第27条第1項による措置をとらせることができる。

⑧次の各号の事項は総理令で定める。

1. 第1項および第2項による調査・評価の方法および手続き
2. 第4項による適正性の検証方法など

[全文改正 2013.7.30.]

[施行日] 第9条の3第2項のうち、集乳場の営業者に対する改正規定は次の各号で定める日

1. 1日の平均集乳量が150トン以上の集乳場：2014年7月1日
2. 1日の平均集乳量が75トン以上150トン未満の集乳場：2015年1月1日
3. 1日の平均集乳量が75トン未満の集乳場：2016年1月1日

[施行日] 第9条の3第2項のうち業所の畜産物加工業の営業者に対する改正規定は次の各号で定める日

1. 年間売上額が20億ウォン以上かつ従業員数が51人以上の事業所：2015年1月1日
2. 年間売上額が5億ウォン以上かつ従業員数が21人以上の事業所：2016年1月1日
3. 年間売上額が1億ウォン以上かつ従業員数が6人以上の事業所：2017年1月1日
4. 年間売上額が1億ウォン未満あるいは従業員数が5人以下の事業所：2018年1月1日

第9条の4（認証の取り消しなど） 食品医薬品安全処長は、安全管理認証作業場などが次の各号のいずれかに該当する場合、総理令で定めるところにより是正を命じたる、あるいはその認証を取り消すことができる。ただし、第1号または第5号に該当する場合はその認証を取り消さなければならない。<改正 2016.2.3.>

1. 虚偽またはその他の不正な方法で認証を受けた場合
2. 安全管理認証基準を守らなかった場合
3. 第9条第5項による変更認証を受けずに認証事項を変更した場合
4. 第4条第5項・第6項、第5条第2項、第8条第2項、第12条第2項・第3項、第18条、第32条第1項または第33条第1項に違反し、あるいは第36条第1項または第2項による命令に違反し、第27条により2ヶ月以上の営業停止（営業の一部停止は除く）命令を受け、あるいはそれに替えて課徴金賦課処分を受けた場合
5. 総理令で定めるところにより1回または2回以上の是正命令を受けながらそれを履行しなかった場合
6. 第9条の3第1項・第5項による立入・調査・評価を拒否・妨害または忌避した場合
7. その他、第2号・第4号に準ずる場合であって、総理令で定める場合

[本条新設 2013.7.30.]

第9条の5 削除 <2016.2.3.>

第10条（不正行為の禁止） 何人も家畜に強制的に水を飲ませる、あるいは食肉に水を注入するなど不正な方法で重量または容量を増やす行為を行ってはならない。

[全文改正 2010.5.25.]

第10条の2（畜産物の包装など） ①食品医薬品安全処長は、畜産物の安全管理のため、営業者に畜産物を包装し保管・運搬・陳列および販売させることができる。<改正 2013.3.23.>

②第1項による包装対象畜産物の種類および営業者などに関して必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2010.5.25.]

第4章 検査 <改正 2010.5.25.>

第11条（家畜の検査） ①第21条第1項によると畜業の営業者は、作業場においてと畜・処理する家畜について、第13条第1項により任命・委嘱された検査官（以下"検査官"という）の検査を受けなければならない。<改正 2013.7.30.>

②市・道知事は、検査官に対し搾乳する牛または羊について検査させることができる。

③搾乳する牛または羊の所有者や管理者は、第2項による検査を拒否・妨害、あるいは忌避してはならない。

④第1項および第2項による検査の項目・方法・基準・手続きなどは総理令で定める。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

[施行日] 第11条第1項のうちと畜場についての改正規定は次の各号で定める日

1. 家畜の1日の平均と畜数が8万頭を超えると畜場：2014年7月1日
2. 家畜の1日の平均と畜数が5万頭以上8万頭以下のと畜場：2015年1月1日
3. 家畜の1日の平均と畜数が5万頭未満のと畜場：2016年1月1日

第12条（畜産物の検査） ①第21条第1項によると畜業の営業者は、作業場で処理する食肉について検査官の検査を受けなければならない。<改正 2013.7.30.>

②第21条第1項による集乳業の営業者は、集乳する原乳について検査官または第13条第3項により指定された責任獣医師（以下“責任獣医師”という）の検査を受けなければならない。<改正 2013.7.30.>

③第21条第1項による畜産物加工業および食肉即席販売加工業の営業者は、総理令で定めるところにより自ら加工した畜産物が加工基準および成分規格に適合しているかどうかを検査しなければならない。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

④市・道知事は、装備・施設の不足などによって作業場において第2項または第3項による検査を行うことが適当ではないと認めた場合、「食品・医薬品分野の試験・検査などに関する法律」第6条第2項第2号による畜産物試験・検査機関に検査を委託させることができる。<改正 2013.7.30.>

⑤第3項による検査を行った、あるいは第4項による検査を委託した営業者は、検査の結果、当該畜産物が第4条第5項・第6項および第33条に違反していた場合、直ちに食品医薬品安全処長に報告しなければならない。<新設 2016.2.3.>

⑥食品医薬品安全処長または市・道知事は、検査官に対し食用卵について検査させることができる。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

⑦第1項から第3項まで、および第6項による検査の項目、方法、基準、その他必要な事項は総理令で定める。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

[全文改正 2010.5.25.]

[施行日] 第12条第1項のうちと畜場についての改正規定は次の各号で定める日

1. 家畜の1日の平均と畜数が8万頭を超えると畜場：2014年7月1日
2. 家畜の1日の平均と畜数が5万頭以上8万頭以下のと畜場：2015年1月1日
3. 家畜の1日の平均と畜数が5万頭未満のと畜場：2016年1月1日

第12条の2（家畜などの出荷前遵守事項） ①次の各号のいずれかに該当する者は、出荷前の絶食、薬品投与禁止期間など総理令で定める事項を遵守しなければならない。

1. 家畜を飼育する者
2. 家畜をと畜場に出荷しようとする者
3. 原乳など総理令で定める畜産物を作業場に出荷しようとする者

②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第11条または第12条による検査の結果、次の各号のいずれかの場合には、該当者に家畜の飼育方法および衛生的な出荷など改善に必要な指導を行う、あるいは是正を命じることができる。<改正 2016.2.3.>

1. 第1項の各号の者が出荷した家畜または畜産物が、第11条第4項または第12条第7項により、総理令で定める検査基準に適合していない場合
2. 第1項の各号の者が第1項による遵守事項を守らなかったと判断される場合

[全文改正 2013.7.30.]

- 第12条の3（畜産物の再検査）** ①食品医薬品安全処長または市・道知事は、第12条、第19条、「輸入食品安全管理特別法」第21条または第25条により畜産物を検査した結果、加工基準および成分規格に適合しない場合であって適切な検査のために必要な場合は、あらかじめ当該営業者にその検査結果を通知しなければならない。<改正 2012.2.22.、2013.3.23.、2015.2.3.>
- ②第1項による通知を受けた営業者は、その検査結果に異議がある場合、食品医薬品安全処長が認める国内外の検査機関が発行した検査成績書または検査証明書を添付し、食品医薬品安全処長または市・道知事に再検査を要請することができる。<改正 2012.2.22.、2013.3.23.>
- ③第2項による再検査の要請を受けた食品医薬品安全処長または市・道知事は、大統領令で定めるところにより再検査を行うかどうかを決定し当該営業者に通知しなければならない。<改正 2012.2.22.、2013.3.23.>
- ④食品医薬品安全処長または市・道知事は、第3項による再検査を行うことを決定した時は遅滞なく再検査を行い、当該営業者にその再検査の結果を通知しなければならない。<改正 2013.3.23.>
- ⑤第1項・第3項および第4項による通知内容および通知期限などは大統領令で定める。

[全文改正 2010.5.25.]

[題名改正 2012.2.22.]

- 第13条（検査官と責任獣医師）** ①食品医薬品安全処長または市・道知事は、本法による検査などを行わせるため、大統領令で定めるところにより獣医師資格を持つ人の中から検査官を任命するか、あるいは委嘱する。<改正 2013.3.23.>
- ②第11条第1項および第12条第1項による検査を実施する検査官は、第33条第1項第1号から第4号までに該当する場合であって、必要な措置を行うことによってその危害要素を解消できると判断した時、と畜業の営業者に危害要素の即時除去など必要な措置をとらせる、あるいは作業中止を命じることができ、営業者は正当な理由がなければそれに従わなければならない。その場合、営業者の措置の結果をうけて危害要素が解消されたものと認められれば、検査官は直ちに作業中止命令を解除し、あるいはその他必要な措置を通じて作業が続けられるようにしなければならない。<新設 2013.7.30.>
- ③第12条第2項の場合、当該営業者は、本法による検査などを行わせるため、総理令で定

めるところにより市・道知事の承認を受けて所属獣医師の中から責任獣医師を指定しなければならない。<改正 2013.3.23.、2013.7.30.>

④第3項により責任獣医師を指定した営業者は、責任獣医師の業務を妨害してはならず、責任獣医師から業務遂行に必要な要請を受けた場合、正当な理由がなければその要請を拒否してはならない。<改正 2013.7.30.>

⑤食品医薬品安全処長または市・道知事は、大統領令で定める検査官の基準業務量を考慮して適正な人員を当該作業場に配置するよう努力しなければならない。第3項により責任獣医師を指定する営業者は、大統領令で定める責任獣医師の基準業務量を考慮して適正な人員を当該作業場に配置しなければならない。<新設 2012.2.22.、2013.3.23.、2013.7.30.>

⑥検査官および責任獣医師の資格・任務、基準業務量などは大統領令で定める。<改正 2012.2.22.、2013.7.30.>

[全文改正 2010.5.25.]

[施行日] 第13条第3項のうちと畜場についての改正規定は次の各号で定める日

1. 家畜の1日の平均と畜数が8万頭を超えると畜場：2014年7月1日
2. 家畜の1日の平均と畜数が5万頭以上8万頭以下のと畜場：2015年1月1日
3. 家畜の1日の平均と畜数が5万頭未満のと畜場：2016年1月1日

第14条（検査員） ①食品医薬品安全処長は、第13条第1項による検査官の検査業務を補助させるため、検査員を採用し配置させることができる。<改正 2013.3.23.>

②第22条第1項により許可を受けた者のうち大統領令で定める作業場の許可を受けた者は、責任獣医師の検査業務を補助させるため、大統領令で定めるところにより検査員を置かなければならない。

③第1項および第2項による検査員の資格、任務および教育その他必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2010.5.25.]

第15条 削除 <2015.2.3.>

第15条の2（輸入・販売禁止など） ①食品医薬品安全処長は、特定の国または地域においてと畜・処理・加工・包装・流通・販売された畜産物に危害があることが明らかである、あるいは危害をもたらす恐れがあると認められる場合、その畜産物を輸入・販売すること、

あるいは販売する目的で加工・包装・保管・運搬または陳列することを禁止することができる。<改正 2013.3.23.>

②食品医薬品安全処長は、第1項による禁止を行おうとする場合、あらかじめ関係中央行政機関の長の意見を聞き委員会の審議・議決を経なければならない。ただし、国民の健康に危害を及ぼす差し迫った恐れがあり迅速に禁止しなければならない必要がある場合、まず先に禁止することができる。その場合、事後に委員会の審議・議決を経なければならない。<改正 2013.3.23.>

③第2項により委員会が審議する場合、大統領令で定める利害関係者は委員会に出席して意見を述べるか、あるいは文書で意見を提出することができる。

④食品医薬品安全処長は、第1項により輸入・販売などが禁止された当該畜産物に危害がないことが認められた時、あるいはその畜産物について利害関係がある国または輸入した営業者が原因を究明するか、あるいは改善事項を提示した時、第1項による禁止の全部または一部を解除することができる。<改正 2013.3.23.>

⑤食品医薬品安全処長は、第4項による禁止を解除するかどうかを決定するために必要な時には、委員会の審議・議決を経ることができる。<改正 2013.3.23.>

⑥食品医薬品安全処長は、第1項または、第4項による禁止や解除を行うかどうかを決定するために必要な時には、関係公務員などに現地調査を行わせることができる。<改正 2013.3.23.>

[本条新設 2010.5.25.]

第16条 (合格表示) 検査官・責任獣医師または営業者は、第12条により検査を行い合格した畜産物（原乳は除く）について、総理令で定めるところにより合格表示を行わなければならない。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第17条 (未検査品の搬出禁止) 営業者は、第12条による検査を受けていない畜産物（以下"未検査品"という）を作業場の外に搬出してはならない。

[全文改正 2010.5.25.]

第18条 (検査不合格品の処理) 営業者は、第11条または第12条による検査で不合格となった家畜または畜産物を大統領令で定めるところにより処理しなければならない。<改正 2015.2.3.>

[全文改正 2010.5.25.]

第19条（立入・検査・回収） ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、必要な場合に営業者に畜産物の検査結果および輸出入実績など必要な報告をさせる、あるいは検査官または関係公務員が営業所に立ち入って畜産物、施設、書類または作業状況などを検査させることができ、検査に必要な最小量の畜産物を無償で回収させることができる。<改正 2013.3.23.>

②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、未検査品および第33条第1項の各号に該当する畜産物を調査するため、必要な場合に検査官または関係公務員をして「食品衛生法」による食品製造・加工業者、食品接客業所または集団給食所に立ち入って未検査品の処理・加工・使用・保管・運搬・陳列または販売状況などを検査させることができ、検査に必要な最小量の畜産物を無償で回収させることができる。<改正 2013.3.23.>

③第1項および第2項により立入・検査・回収を行う検査官または関係公務員は、その権限を表示する証票を関係者に提示しなければならない。

④第1項および第2項による営業所、食品製造・加工業所、食品接客業所および集団給食所の所有者または管理者は、第1項または第2項による立入・検査・回収を拒否・妨害、あるいは忌避してはならない。

[全文改正 2010.5.25.]

第19条の2（消費者などによる衛生検査などの要請） ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、大統領令で定める一定数以上の消費者、消費者団体、または「食品・医薬品分野の試験・検査などに関する法律」第6条による試験・検査機関のうち、総理令で定める試験・検査機関（以下、本条において"試験・検査機関"という）が畜産物または営業場所などに対し、第19条第1項および第2項による立入・検査・回収など（以下、本条において"衛生検査など"という）を要請した場合は、それに従わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りではない。

1. 同じ消費者、消費者団体または試験・検査機関が特定の営業者の営業を妨害する目的で同じ内容の衛生検査などを繰り返し要請した場合
2. 食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長が技術、施設または財源などの理由により衛生検査などが不可能だと認めた場合

②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項により衛生検査な

どの要請に従う場合、14日以内に衛生検査などを行い、その結果を大統領令で定めるところにより、衛生検査などを要請した消費者、消費者団体または、試験・検査機関に知らせ、インターネットのホームページに掲示しなければならない。

③第1項による衛生検査などの要請要件および手続きなどに必要な事項は大統領令で定める。

[本条新設 2014.5.21.]

第20条 削除 <2013.7.30.>

第20条の2 (畜産物衛生監視員) ①第19条第1項から第3項までの規定による関係公務員の職務やその他の畜産物衛生に関する指導などを行わせるため、食品医薬品安全処（大統領令で定めるその所属機関を含む）、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道または市・郡・自治区に、畜産物衛生監視員を置く。<改正 2011.11.22.、2013.3.23.>

②第1項による畜産物衛生監視員の資格・任命・職務範囲は大統領令で定める。

[全文改正 2010.5.25.]

第20条の3 (名誉畜産物衛生監視員) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、畜産物の衛生を管理するための指導、啓蒙などを行わせるため、名誉畜産物衛生監視員（以下"名誉監視員"という）を置くことができる。<改正 2013.3.23.>

②名誉監視員の委嘱・解嘱・業務範囲と手当ての支給については大統領令で定める。

[全文改正 2010.5.25.]

第5章 営業の許可および申告など<改正 2010.5.25.>

第21条（営業の種類および施設基準） ①次の各号のいずれかに該当する営業を行おうとする者は、総理令で定める基準に適合する施設を備えなければならない。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

1. と畜業
2. 集乳業
3. 畜産物加工業
4. 食肉包装処理業
5. 畜産物保管業
6. 畜産物運搬業
7. 畜産物販売業
- 7の2. 食肉即席販売加工業
8. その他、大統領令で定める営業

②第1項による営業の詳細な種類とその範囲は大統領令で定める。

[全文改正 2010.5.25.]

第22条（営業許可） ①第21条第1項第1号から第3号までの規定によると畜業・集乳業または畜産物加工業の営業を行おうとする者は、総理令で定めるところにより作業場別に市・道知事の許可を受けなければならない。同項第4号による食肉包装処理業または同項第5号による畜産物保管業の営業を行おうとする者は、総理令で定めるところにより作業場別に特別自治道知事・市長・郡守・区庁長の許可を受けなければならない。<改正 2013.3.23.>

②第1項による営業の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する事項を変更するには、総理令で定めるところにより作業場別に市・道知事または市長・郡守・区庁長の許可を受けなければならない。<改正 2013.3.23.>

1. 営業所の所在地を変更する場合
2. 第21条第1項第1号のと畜業を行う者が次の各目のいずれかに該当する場合
 - イ. 同じ作業場でと畜・処理を行う家畜の種類を変更する場合
 - ロ. 同じ作業場で他の種類の家畜をと畜・処理するために設置された施設を変更する場合
3. その他、大統領令で定める重要な事項を変更する場合

③市・道知事または市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて第1項または第2項により許可や変更許可を行わなければならない。<改正

[2012.2.22.](#)、[2013.3.23.](#)、[2014.5.21.](#)>

1. 当該施設が第21条第1項による基準に適合していない場合
2. 第27条第1項または第2項により許可が取り消されてから1年が経過していない場合に同じ場所で取り消された許可と同じ種類の許可を受けようとする場合。ただし、第2項による変更許可を受けずに営業施設の全部を撤去して営業許可が取り消しになった場合は除く。
3. 第27条第1項または第2項により許可が取り消されてから2年が経過していない者（法人の場合、その代表者を含む）が取り消された許可と同じ種類の許可を受けようとする場合
4. 許可を受けようとする者が被成年後見人もしくは破産宣告を受けて復権しない者である場合
5. 許可を受けようとする者が本法に違反し懲役刑を宣告され、その執行が終わっていない者、あるいは執行されないことが確定していない者の場合
6. 「と畜場構造調整法」第10条第1項によるとと畜場構造調整資金を支給され廃業したと畜場が所在した同じ場所（第21条第1項第1号によると畜業の許可を受けた敷地をいう）で、廃業した日から10年が経過する前にと畜業の営業を行おうとする場合
7. 第27条第1項により営業停止処分を受け、その停止期間が経過する前に同じ場所で同じ種類の営業を行おうとする場合
8. 第27条第1項により営業停止処分を受け、その停止期間が経過していない者（法人の場合、その代表者を含む）が同じ種類の営業を行おうとする場合
9. 第33条の2第5項により食品医薬品安全処長から許可保留要請を受けた場合
10. その他、本法または他の法令による制限に違反する場合

④第1項により市・道知事または市長・郡守・区庁長が許可を行う時は、畜産物の衛生的な管理とその品質の向上を図るために必要な条件を付すことができる。

⑤第1項により許可を受けた者がその営業を休業、再開業または廃業する、あるいは許可を受けた事項のうち第2項の各号で定める事項以外の軽微な事項を変更する場合、総理令で定めるところにより市・道知事または市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。<改正 [2013.3.23.](#)>

[全文改正 [2010.5.25.](#)]

第23条 削除 <2007.12.21.>

第24条（営業の申告） ①第21条第1項第6号、第7号、第7号の2、第8号による営業を行おうとする者は、総理令で定めるところにより第21条第1項による施設を備えて特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.、2015.2.3.、2016.2.3.>

②第1項により申告を行った者がその営業を休業、再開業または廃業する、あるいは申告した内容を変更する場合、総理令で定めるところにより食品医薬品安全処長または特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.>

③次の各号のいずれかに該当する場合は第1項による営業申告を行うことができない。

1. 第27条第1項または第2項による営業所閉鎖命令を受け、その後6ヶ月が経過する前に同じ場所で同じ種類の営業を行おうとする場合。ただし、第2項による変更申告を行わずに営業施設の全部を撤去し営業所閉鎖命令を受けた場合は除く。
2. 第27条第1項または第2項による営業所閉鎖命令を受け、その後2年が経過する前に同じ者（法人の場合にはその代表者を含む）が閉鎖命令を受けた営業と同じ種類の営業を行おうとする場合
3. 第27条第1項により営業停止処分を受け、その停止期間が経過する前に同じ場所で同じ種類の営業を行おうとする場合
4. 第27条第1項により営業停止処分を受け、その停止期間が経過していない者（法人の場合、その代表者を含む）が停止された営業と同じ種類の営業を行おうとする場合

④食品医薬品安全処長または特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、営業者（第1項により営業申告を行った者のみ該当する）が「付加価値税法」第5条により管轄税務署長に廃業申告を行った場合、あるいは管轄税務署長が事業者登録を抹消した場合、申告事項を職権により抹消することができる。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第25条（品目製造の報告） 第22条第1項により畜産物加工業の許可を受けた者が畜産物を加工、あるいは食肉包装処理業の許可を受けた者が食肉の包装処理を行う場合、その品目の製造方法の説明書など総理令で定める事項を市・道知事または市長・郡守・区庁長に報告しなければならない。報告した事項のうち総理令で定める重要な事項を変更する場合も同じである。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第26条 (営業の継承) ① 営業者が死亡した、または営業を譲渡した場合、もしくは法人である営業者が合併した時は、その相続人や営業譲受人、合併後に存続する法人または合併によって設立される法人（以下"譲受人など"という）は、その営業者の地位を継承する。

② 次の各号のいずれかに該当する手続きにより営業用施設の全部を引き受けた者は、その営業者の地位を継承する。

1. 「民事執行法」による競売
2. 「債務者更生および破産に関する法律」による換価
3. 「国税徴収法」、「関税法」または「地方税法」による差し押さえ財産の売却
4. その他、第1号から第3号までの規定に準ずる手続き

③ 第1項または第2項によりその営業者の地位を継承した者は、総理令で定めるところにより、継承した日から30日以内にその事実を食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.>

④ 第1項および第2項による継承に関しては、第22条第3項および第24条第3項を準用する。

[全文改正 2010.5.25.]

第27条 (許可の取り消しなど) ① 食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、営業者が次の各号のいずれかに該当する場合、大統領令で定めるところによりその許可を取り消すか、あるいは6ヶ月以内の期間を定めてその営業の全部または一部の停止を命じるか、あるいは営業所閉鎖（第24条により申告した営業のみ該当する。以下、本条において同じ）を命じることができる。ただし、第3号に該当する場合は、その許可を取り消すか、あるいは営業所の閉鎖を命じなければならない。<改正 2011.11.22.、2012.2.22.、2013.3.23.、2013.7.30.、2015.2.3.、2016.2.3.>

1. 第4条第5項・第6項、第5条第2項、第6条第2項・第3項、第8条第2項、第9条第2項、第9条の3第6項、第10条、第11条第1項、第12条第1項から第3項まで、および第5項、第13条第2項から第5項まで、第14条第2項、第16条、第17条、第18条、第19条第4項、第21条、第22条第5項、第24条第2項、第25条、第29条第2項・第3項、第30条第5項・第6項、第31条、第31条の2の第1項・第2項、第31条の3の第1項の各号以外の部分のただし書き、第31条の4の第1項後段・第2項のただし書き、第32条第1項、第33条第1項または第34条に違反した場合
2. 第22条第2項に違反し変更許可を受けなかった、あるいは同条第4項による条件に違反した場合

3. 第22条第3項または第24条第3項の各号のいずれかに該当することになった場合
4. 第35条、第36条第1項・第2項、第37条第1項または第42条による命令に違反した場合
5. 「畜産法」第35条第5項に違反し等級判定を受けていない畜産物をと畜場から搬出した場合（と畜場の経営者のみ該当する）
6. 「畜産法」第38条第3項に違反し等級判定業務を拒否・妨害、あるいは忌避した場合（と畜場の経営者のみ該当する）

②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、営業者が第1項による営業停止命令に違反して営業を継続した場合に営業許可を取り消すか、あるいは営業所の閉鎖を命じることができる。<改正 2013.3.23.>

③食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合、営業許可を取り消すか、あるいは営業所の閉鎖を命じることができる。<改正 2013.3.23.>

1. 営業者が正当な理由なしに6ヶ月以上にわたって休業し続けた場合
2. 営業者（第22条第1項により営業許可を受けた者のみ該当する）が「付加価値税法」第5条により管轄税務署長に廃業申告を行った、あるいは事実上廃業し管轄税務署長が事業者登録を抹消した場合
- ④第1項から第3項までの規定による処分の効果はその処分期間が終了した日から1年間にわたって譲受人などに継承され、処分の手続きが進行中の時は譲受人などに対し処分の手続きを行うことができる。ただし、譲受人などが譲受、相続または合併時にその処分または違反事実を知りえなかったことを証明した場合はその限りではない。

⑤第1項による処分の詳細な基準はその違反行為の種類と違反の程度などを考慮し総理令で定める。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第28条（営業停止などの処分に代えて賦課する課徴金処分） ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第27条第1項の各号のいずれかに該当する場合であって、その営業停止がその利用者に著しく不便を与える、あるいはその他の公益を害する恐れがある時は、営業停止処分に替えて10億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。ただし、第4条第5項・第6項、第6条第2項・第3項、第8条第2項、第9条第2項、第17条、第32条第1項または第33条第1項に違反した場合であって、総理令で定める場合はその限りではない。<改正 2013.3.23.、2013.7.30.、2016.2.3.>

②第1項による課徴金を賦課する違反行為の種類・程度などにもなう課徴金の金額と、

その他必要な事項は大統領令で定める。

③食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、課徴金を賦課するため、必要な場合に次の各号の事項を記入した文書によって管轄税務官庁の長に課税情報の提供を要請することができる。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

1. 納税者の人的事項
2. 課税情報の使用目的
3. 課徴金賦課基準となる売上金額

④食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項による課徴金を納めるべき者が課徴金を納付期限までに納めなかった場合、大統領令で定めるところにより、第1項による課徴金賦課処分を取り消して第27条第1項による営業の全部または一部を停止する処分を行うか、あるいは国税滞納処分の例または「地方税外収入金の徴収などに関する法律」により徴収する。ただし、第22条第5項、第24条第2項による廃業などにより第27条第1項による営業の全部または一部の停止処分を行うことができない場合、国税滞納処分の例または「地方税外収入金の徴収などに関する法律」により徴収する。<改正 2013.3.23.、2013.8.6.、2014.5.21.>

⑤食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第4項により滞納された課徴金の徴収のため、次の各号のいずれかに該当する資料または情報を該当する各号の者にそれぞれ要請することができる。その場合、要請を受けた者は正当な理由がなければ要請に従わなければならない。<新設 2016.2.3.>

1. 「建築法」第38条による建築物台帳謄本：国土交通部長官
2. 「空間情報の構築および管理などに関する法律」第71条による土地台帳謄本：国土交通部長官
3. 「自動車管理法」第7条による自動車登録原簿謄本：市・道知事

[全文改正 2010.5.25.]

[題名改正 2014.5.21.]

第28条の2(危害のある畜産物の販売などによる課徴金の賦課など) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、販売した当該畜産物の小売価格に相当する金額を課徴金として賦課する。

1. 第32条第1項第1号に違反し、第27条によって2ヶ月以上の営業停止処分、営業許可取消処分または営業所の閉鎖命令を受けた者
2. 第33条第1項第2号・第3号・第5号・第7号・第9号に違反し、第27条により2ヶ月以上の

営業停止処分、営業許可取消処分または営業所の閉鎖命令を受けた者

②第1項による課徴金の算出金額は大統領令で定めるところにより決定し賦課する。

③第2項により賦課された課徴金を期限内に納付しなかった場合、または第22条第5項、第24条第2項により廃業した場合、国税滞納処分の例または「地方税外収入金の徴収などに関する法律」により徴収する。

④第1項による課徴金の賦課・徴収のために必要な情報・資料の提供要請については第28条第3項および第5項を準用する。<改正 2016.2.3.>

[本条新設 2014.5.21.]

第29条（健康診断） ①総理令で定める営業者および従業員は健康診断を受けなければならない。ただし、他の法令により同内容の健康診断を受けた場合、本法による健康診断を受けたものとみなす。<改正 2013.3.23.>

②第1項により健康診断を受けなければならない営業者であつて、健康診断を受けなかった者、あるいは健康診断によって他人に危害を及ぼす恐れがある疾病があることがわかった者は、その営業を行ってはならない。

③営業者は、第1項により健康診断を受けなければならない従業員であつて、健康診断を受けなかった者、あるいは健康診断によって他人に危害を及ぼす恐れがある疾病があることがわかった者を、その営業に従事させてはならない。

④第1項による健康診断の実施方法と、第2項または第3項による疾病の種類、その他必要な事項は総理令で定める。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第30条（衛生教育など） ①次の各号の検査官は、総理令で定めるところによりと畜検査に関する教育を毎年受けなければならない。<改正 2013.3.23.、2013.7.30.、2016.2.3.>

1. 第7条第8項により、自家消費または自家調理・販売のための検査を行う検査官
2. 第11条第1項または第12条第1項によりと畜場で検査を行う検査官

②第21条第1項各号による営業を行おうとする者と、第27条および第28条による処分を受けた営業者（営業許可が取り消しになった営業者、あるいは営業所の閉鎖命令を受けた営業者は除く）は、畜産物衛生に関する教育を受けなければならない。

③第12条第2項により検査を行う責任獣医師と総理令で定める営業者・従業員は、畜産物衛生に関する教育を毎年受けなければならない。<改正 2013.3.23.>

④第2項または第3項により教育を受けなければならない者が、営業に直接従事しない場合、

あるいは二ヶ所以上の場所で営業を行う場合、従業員の中から衛生に関する責任者を指定し、営業者の代わりに教育を受けさせることができる。

⑤第2項または第3項により教育を受けなければならない営業者でありながら教育を受けていない営業者は、その営業を行ってはならない。

⑥営業者は、第3項により教育を受けなければならない責任獣医師または従業員でありながら教育を受けていない者を、その検査業務または営業に従事させてはならない。<改正 2013.7.30.>

⑦やむをえない理由により第1項から第3項までの規定によって教育を受けることができない場合、第5項または第6項にかかわらず総理令で定めるところにより営業を行った後または検査業務や営業に従事した後にその教育を受けることができる。<改正 2013.3.23.>

⑧第1項から第3項までの規定による教育の実施機関、実施費用、内容、時期および方法（教育の省略、教育時間の短縮などを含む）などは総理令で定める。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

[施行日] 第30条第1項・第6項のうちと畜場についての改正規定は次の各号で定める日

1. 家畜の1日の平均と畜数が8万頭を超えると畜場：2014年7月1日
2. 家畜の1日の平均と畜数が5万頭以上8万頭以下のと畜場：2015年1月1日
3. 家畜の1日の平均と畜数が5万頭未満のと畜場：2016年1月1日

第31条（営業者などの遵守事項） ①第21条第1項第1号または第2号によると畜業または集乳業の営業者は、正当な理由なく家畜のと畜・処理または集乳の要求を拒否してはならない。

②営業者およびその従業員は、営業を行う時に衛生的管理と取引秩序の維持のため次の各号に関し総理令で定める事項を遵守しなければならない。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

1. 家畜のと畜・処理および集乳に関する事項
2. 家畜と畜産物の検査および衛生管理に関する事項
3. 作業場の施設および衛生管理に関する事項
4. 畜産物の衛生的な加工・包装・保管・運搬・流通・陳列・販売などに関する事項
5. 畜産物に対する取引明細書の発行と取引内訳書の作成・保管に関する事項
- 5の2. 冷蔵畜産物の冷凍への転換およびその報告などに関する事項
6. その他、営業者およびその従業員が家畜および畜産物の衛生的管理と取引秩序の維持のために遵守しなければならない事項

[全文改正 2010.5.25.]

第31条の2（危害のある畜産物の回収および廃棄など） ① 営業者（「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品などの輸入・販売業者を含む。以下、本条において同じ）または営業に使用する目的で畜産物を輸入する者は、当該畜産物が第4条・第5条または第33条に違反する事実（畜産物の危害との関連がない違反事項は除く）を知ることになった場合、直ちに流通中の当該畜産物を回収し廃棄（回収した畜産物を総理令で定めるところにより他の用途に活用する場合は廃棄しない場合もある。以下、本条において同じ）するなど、必要な措置を行わなければならない。<改正 2016.2.3.>

② 第1項により畜産物を回収し廃棄するなど必要な措置を行わなければならない者は、回収・廃棄計画を食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長にあらかじめ報告しなければならず、その回収・廃棄計画による回収・廃棄結果の報告を受けた市・道知事または市長・郡守・区庁長はこれを直ちに食品医薬品安全処長に報告しなければならない。ただし、当該畜産物が「輸入食品安全管理特別法」により輸入した畜産物であって、報告義務者が当該畜産物を輸入した者である場合、食品医薬品安全処長に報告しなければならない。<改正 2013.3.23.、2015.2.3.、2016.2.3.>

③ 食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項による回収または廃棄などに必要な措置を誠実に履行した営業者に対し、当該畜産物などによって受けることになる第27条による行政処分を大統領令で定めるところにより減免することができる。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

④ 第1項および第2項による回収・廃棄の対象畜産物、回収・廃棄の計画、回収・廃棄の手続きおよび回収・廃棄の結果報告などは総理令で定める。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

[全文改正 2010.5.25.]

[題名改正 2016.2.3.]

第31条の3（畜産物加工品トレーサビリティ管理の登録など） ① 畜産物加工品を加工または販売する者のうち畜産物加工品トレーサビリティ管理を行おうとする者は、総理令で定める登録基準を満たし当該畜産物加工品を畜産物加工品トレーサビリティ管理対象として食品医薬品安全処長に対し登録することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、当該調製乳類を畜産物加工品トレーサビリティ管理対象として食品医薬品安全処長に対して登録しなければならない。

1. 調製乳類を加工する者であって、売上額が総理令で定める基準に該当する者
2. 調製乳類を販売する者であって、売り場面積が総理令で定める基準に該当する者

② 第1項により登録を行った者（以下"登録者"という）は、登録事項が変更された場合、変

更理由が発生した日から1ヶ月以内に食品医薬品安全処長に申告しなければならない。

③食品医薬品安全処長は、登録者に予算の範囲で畜産物加工品トレーサビリティ管理に必要な資金を支援することができる。その場合、食品医薬品安全処長は登録者が支援金を支援目的以外の用途に使用した時はその支援金を回収することができる。

④食品医薬品安全処長は、登録者が第31条の4の第1項後段の保管義務に違反した場合、あるいは同条第5項による基準を遵守しなかった場合、登録を取り消すか、あるいは是正を命じることができる。

⑤畜産物加工品トレーサビリティ管理の登録手続き、登録事項、変更申告手続き、支援基準、支援金回収の手続き・方法、登録取り消しなどの基準およびその他必要な事項は総理令で定める。

[本条新設 2016.2.3.]

第31条の4 (畜産物加工品トレーサビリティ管理情報の記録など) ①登録者は、畜産物加工品トレーサビリティ管理に必要な情報であって、総理令で定める情報(以下"トレーサビリティ管理情報"という)を、電算記録装置に記録・保管および管理しなければならない。その場合、保管期間は当該畜産物加工品の賞味期限など総理令で定める日数が経過した日から2年以上とする。

②登録者は、食品医薬品安全処長が定め告示するところにより畜産物加工品に畜産物加工品トレーサビリティ管理の表示を行うことができる。ただし、第31条の3の第1項の各号以外の部分のただし書きによる調製乳類の登録者は畜産物加工品トレーサビリティ管理の表示を行わなければならない。

③何人も第2項による畜産物加工品トレーサビリティ管理の表示を故意に除去、あるいは棄損し総理令で定めるトレーサビリティ管理番号がわからないようにしてはならない。

④登録者は、トレーサビリティ管理情報が第31条の5の第1項による畜産物加工品トレーサビリティ管理システムと連携するよう協力しなければならない。

⑤登録者は、トレーサビリティ管理情報の記録・保管および管理方法などに関し、食品医薬品安全処長が定め告示する基準を遵守しなければならない。

⑥食品医薬品安全処長は、総理令で定めるところにより登録者について、第5項による基準を遵守しているかどうかなどを、3年ごとに調査・評価しなければならない。ただし、第31条の3の第1項の各号以外の部分のただし書きによる調製乳類の登録者については2年ごとに調査・評価を行わなければならない。

[本条新設 2016.2.3.]

第31条の5（畜産物加工品トレーサビリティ管理システムの運営など） ①食品医薬品安全処長は、「食品衛生法」第49条の3による食品トレーサビリティ管理システムを利用し畜産物加工品トレーサビリティ管理のための情報システム（以下"畜産物加工品トレーサビリティ管理システム"という）を運営しなければならない。

②食品医薬品安全処長は、トレーサビリティ管理情報が畜産物加工品トレーサビリティ管理システムと関係するようにしなければならない。

③食品医薬品安全処長は、第2項により関係したトレーサビリティ管理情報のうち総理令で定める情報を消費者などが容易に確認できるよう、当該畜産物加工品の賞味期限など総理令で定める日数が経過した日から1年以上にわたってインターネットのホームページに掲示しなければならない。

④何人も、第2項により関係したトレーサビリティ管理情報を畜産物加工品トレーサビリティ管理目的以外の用途に使用してはならない。

[本条新設 2016.2.3.]

第32条（虚偽表示などの禁止） ①何人も、畜産物の名称、製造方法、成分、栄養価、原材料、用途および品質、畜産物の包装や畜産物加工品トレーサビリティ管理において、次の各号のいずれかに該当する虚偽・誇大・誹謗の表示・広告または過剰包装を行ってはならない。

<改正 2014.5.21.、2016.2.3.>

1. 病気の予防および治療に効能・効果がある、あるいは医薬品または健康機能食品であるかのように誤認・混同する恐れがある内容の表示・広告
2. 事実と異なっている、あるいは誇張された表示・広告
3. 消費者を欺瞞し、誤認・混同させる恐れがある表示・広告
4. 他の業者またはその製品を誹謗する広告

②第1項による虚偽表示、誇大広告、誹謗広告または過剰包装の範囲と、その他必要な事項は総理令で定める。

<改正 2013.3.23.、2014.5.21.>

[全文改正 2010.5.25.]

第33条（販売などの禁止） ①次の各号のいずれかに該当する畜産物は、販売する、あるいは販売する目的で処理・加工・包装・使用・輸入・保管・運搬または陳列することはできない。ただし、食品医薬品安全処長が定める基準に適合する場合にはその限りではない。<

改正 2013.3.23、2015.2.3.>

1. 腐った、または傷んだものであって、人体の健康を害する恐れがあるもの
2. 有毒・有害物質が入っている、または付着しているもの、またはその恐れがあるもの
3. 病原性微生物によって汚染されている、あるいはその恐れがあるもの
4. 不潔である、あるいは他の物質が混入または添加されているなど、その他の理由により人体の健康を害する恐れがあるもの
5. 輸入が禁止されているものを輸入したもの、あるいは「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項により輸入申告を行わなければならない場合に申告を行わずに輸入したものの
6. 第16条による合格表示がなされていないもの
7. 第22条第1項および第2項により許可を受けなければならない場合、または第24条第1項により申告を行わなければならない場合、許可を受けなかった者、あるいは申告しなかった者が処理・加工または製造したもの
8. 当該畜産物に表示された賞味期限が既に過ぎている畜産物
9. 第33条の2第2項により販売などが禁止されたもの

②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、「食品衛生法」による食品製造・加工業、食品接客業または集団給食所の営業者が、第12条第1項による検査を受けていない食肉、または第4条第5項・第6項、第6条第2項・第3項または本条第1項に違反した畜産物を販売する、あるいは販売する目的で加工・使用・保管・運搬または陳列した場合、当該営業の許可官庁または申告官庁にその営業許可の取り消し、営業停止やその他必要な是正措置を行うよう要請することができ、許可官庁または申告官庁は正当な理由がなければその要請を拒否してはならない。

<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第33条の2 (危害評価) ①食品医薬品安全処長は、国内外で危害性が確実に判明していなくても危害性が疑われる物質が含まれていることが知られているなど、危害の懸念が指摘されている畜産物が第33条第1項の各号のいずれかに該当する畜産物として疑われる場合、当該畜産物の危害要素を迅速に評価し、その危害が存在するかどうかを決定しなければならない。 <改正 2013.3.23.>

②食品医薬品安全処長は、第1項による危害評価が終了するまで、国民の健康のため迅速な予防措置が必要な畜産物についてはその畜産物を販売する、あるいはその畜産物を販売するために処理・加工・包装・使用・輸入・保管・運搬または陳列することを一時的に禁

止することができる。<改正 2013.3.23.>

③食品医薬品安全処長は、第2項による一時禁止措置を行おうとする場合、あらかじめ委員会の審議を経なければならない。ただし、国民の健康に重大な危害が発生する恐れがあり迅速な禁止措置が必要な場合には、事後に委員会の審議を経ることができる。<改正 2013.3.23.>

④委員会は、第3項により審議を行う場合、大統領令で定める利害関係者の意見を聞かなければならない。

⑤食品医薬品安全処長は、第2項により一時禁止措置を行った時、第22条第1項による許可権者に対し、と畜業、集乳業、畜産物加工業、食肉包装処理業または畜産物保管業の許可を当該禁止措置が解除されるまで保留するよう要請することができる。<新設 2012.2.22、2013.3.23.>

⑥食品医薬品安全処長は、第1項による危害評価によって危害がないことが認められた、あるいは第3項のただし書きによる審議によって一時禁止措置が必要ないと判断された畜産物について、遅滞なく第2項による一時禁止措置を解除しなければならない。その場合、食品医薬品安全処長は第5項による許可保留要請を行った時は一時禁止措置を解除した事実を第22条第1項による許可権者に知らせなければならない。<改正 2012.2.22、2013.3.23.>

⑦第1項による危害評価の対象、方法および手続きなどについて必要な事項は大統領令で定める。<改正 2012.2.22.>

[全文改正 2010.5.25.]

第6章 監督など <改正 2010.5.25.>

第34条（生産実績などの報告） 第22条第1項によりと畜業、集乳業、畜産物加工業または食肉包装処理業の営業許可を受けた者は、総理令で定めるところにより、と畜実績、集乳実績、畜産物加工品またはパック肉の生産実績を市・道知事または市長・郡守・区庁長に報告しなければならない。市・道知事または市長・郡守・区庁長はこれを食品医薬品安全処長に報告しなければならない。その場合、市長・郡守・区庁長は市・道知事を経由しなければならない。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第35条（施設の改善） 食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、営

業施設が第21条第1項による基準に適合していない場合、営業者に期間を定めて施設の改善を命じることができる。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第36条（差し押さえ・廃棄または回収） ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合に検査官または第20条の2により任命された畜産物衛生監視員（以下"畜産物衛生監視員"という）にこれを差し押さえさせるか、あるいは廃棄させ、その畜産物の所有者または管理者に対し公衆衛生上の危害が発生しないよう用途、処理方法などを定めて必要な措置を行うよう命じることができる。

<改正 2013.3.23.>

1. 第4条第5項または第6項に違反する畜産物
 2. 第5条第2項に違反する畜産物
 3. 第6条第2項または第3項に違反する畜産物
 4. 削除 <2015.2.3.>
 5. 第22条第1項および第2項による許可を受けずにと畜・処理、集乳、加工・包装または保管を行った畜産物
 6. 第24条による申告を行わずに運搬、あるいは販売した畜産物
 7. 第32条第1項に違反した畜産物
 8. 第33条第1項各号のいずれかに該当する畜産物
- ②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、公衆衛生上の危害が発生した、あるいは発生する恐れがあると認められる場合、営業者（「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品などの輸入・販売業者を含む）に対し、流通中の当該畜産物を回収または廃棄する、あるいは当該畜産物の原料、製造方法、成分またはその配合比率を変更するよう命じることができる。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>
- ③第1項により差し押さえまたは廃棄を行う検査官または畜産物衛生監視員は、その権限を表示する証票を関係者に提示しなければならない。
- ④食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項第1号・第2号・第3号・第7号または第8号に該当し廃棄処分命令を受けた畜産物の所有者または管理者がその命令を履行しなかった場合には、「行政代執行法」により代執行を行いその費用を命令違反者から徴収することができる。<改正 2013.3.23.>
- ⑤第1項または第2項による差し押さえ・回収・廃棄に必要な事項は総理令で定める。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第37条（公表） ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該業者（「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品などの輸入・販売業者を含む。以下、本条において同様）などにその事実の公表を命じることができる。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>

1. 第31条の2第2項により回収および廃棄計画の報告を受けた場合

2. 第36条第2項により回収を命令した場合

②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、業者が第4条第5項・第6項、第5条第2項または第33条第1項に違反したことが判明した場合、当該畜産物および業者についての情報を公表することができる。ただし、畜産物衛生に関する危害が発生した場合には公表しなければならない。<改正 2013.3.23.>

③食品医薬品安全処長は、第33条の2第1項の危害評価により当該畜産物に危害があるとされた場合、当該畜産物および業者についての情報を公表しなければならない。<改正 2013.3.23.>

④食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第27条・第28条・第36条または第38条により行政処分が確定した業者に対する処分内容、当該営業所と畜産物の名称など処分に関連する詳細な情報を公表しなければならない。<改正 2013.3.23.>

⑤第1項から第4項までにおいて規定した事項の他、公表方法・手続きなどは大統領令で定める。

[全文改正 2010.5.25.]

第37条の2（情報システムの構築・運営） ①食品医薬品安全処長は、畜産物の検査・調査、廃棄・回収および公表などに関連する情報の効率的な管理のために情報システムを構築・運営しなければならない。<改正 2013.3.23.>

②食品医薬品安全処長は、第1項の情報システムの構築・運営のために必要な場合に市・道知事および市長・郡守・区庁長に必要な資料の入力または提出を要請ことができ、市・道知事および市長・郡守・区庁長は特別な理由がない限りこれに対し協力しなければならない。<改正 2013.3.23.>

③第1項および第2項による情報システムの構築・運営および資料の提出などは総理令で定める。<改正 2013.3.23.>

[本条新設 2010.5.25.]

第38条（閉鎖措置） ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、関係公務員に当該営業所を閉鎖させることができる。<改正 2013.3.23.>

1. 第22条第1項および第2項に違反し許可を受けなかった者、あるいは第24条第1項に違反し申告せずに営業を行う者
2. 第27条第1項から第3項までの規定により許可が取り消された者、あるいは営業所の閉鎖命令を受けた後も継続して営業を行う者

②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項の閉鎖措置のため関係公務員に次の各号の措置を行わせることができる。<改正 2013.3.23.>

1. 当該営業所の看板など営業表示物の除去や削除
2. 当該営業所が適法な営業所でないことを知らせる掲示文などの取り付け
3. 当該営業所の施設と営業に使用する器具などを使用できなくする封印

③食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第2項第3号により封印した後に封印を継続する必要がなかった場合、あるいは当該営業者またはその代理人が、当該営業所の閉鎖を約束した場合、あるいはその他の正当な理由をあげて封印の解除を要請した場合、封印を解除することができる。第2項第2号による掲示文などの場合も同じである。<改正 2013.3.23.>

④食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項により営業所を閉鎖するためには、あらかじめそれを当該営業者またはその代理人に書面により知らせなければならない。ただし、大統領令で定める差し迫った理由がある場合はその限りではない。<改正 2013.3.23.>

⑤第2項による措置は、その営業を行えなくするのに必要な最小限の範囲にとどめなければならない。

⑥第1項および第2項により営業所を閉鎖する関係公務員は、その権限を表示する証票を関係者に提示しなければならない。

[全文改正 2010.5.25.]

第38条の2 削除 <2013.7.30.>

第7章 補則 <改正 2010.5.25.>

第39条（報奨金） 食品医薬品安全処長は、第4条第5項・第6項、第7条第1項・第5項、第10条、第22条第1項、第24条第1項または第33条第1項に違反した者、あるいは第12条第1項による検査を受けていない食肉を加工、包装、使用、保管、運搬、陳列または販売した者を、関係行政機関または捜査機関に申告または告発、あるいは検挙した者および検挙に協力した者に対し、大統領令で定めるところにより報奨金を支給することができる。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第40条（補助金） ①国または地方自治体は、予算の範囲で畜産物の衛生的な処理、加工、包装および流通のために必要な費用の全部または一部を営業者に補助することができる。

②国は、予算の範囲で地方自治体または衛生教育実施機関に対し次の各号の費用の全部または一部を補助することができる。<改正 2013.7.30.>

1. 畜産物の回収にかかる費用
2. 削除 <2013.7.30.>
3. 畜産物衛生監視員および名誉監視員の運営にかかる費用
4. 第30条による教育にかかる費用
5. 第36条による差し押さえ、廃棄または回収にかかる費用

[全文改正 2010.5.25.]

第40条の2（家畜以外の動物などの検査） ①家畜以外の動物のうち総理令で定める動物を食用の目的でと畜・処理する者は、当該動物とその枝肉、精肉、内臓、その他の部分について検査官に検査を依頼することができる。<改正 2013.3.23.>

②検査官は、第1項の検査を行った時はその依頼人に総理令で定めるところにより検査証明書を発行しなければならない。<改正 2013.3.23.>

③検査官は、第2項による検査で不合格となった動物またはその枝肉、精肉、内臓、その他の部分について、依頼者に焼却・埋却などの方法による廃棄など総理令で定める方法で処理させなければならない。<改正 2013.3.23.>

④依頼者は、第2項による検査で不合格となった動物またはその枝肉、精肉、内臓、その他の部分について、第3項により検査官が指示するところにより処理しなければならない。

⑤第1項による検査の申請手続き、申請要件、検査の方法・基準および検査結果の表示方

法などに関する必要事項は総理令で定める。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第41条 (手数料) 次の各号のいずれかに該当する者は、総理令で定めるところにより手数料を支払わなければならない。<改正 2013.3.23.、2013.7.30.、2016.2.3.>

1. 第7条第8項により検査を受ける者
- 1の2. 第9条第3項および同条第4項前段による認証または第9条第5項による変更認証を申請する者
2. 第9条第8項により技術・情報を提供された者、あるいは教育訓練を受ける者
3. 第9条の2による認証の有効期間の延長を申請する者
4. 第11条第1項および第12条第1項による検査を受ける者
5. 第11条第2項による検査を受ける者
6. 第12条第2項により検査官の検査を受ける者
7. 第12条第4項による検査を受ける者
8. 第12条の3第4項による再検査を受ける者
9. 削除 <2015.2.3.>
10. 削除 <2015.2.3.>
11. 削除 <2013.7.30.>
12. 第22条第1項および第2項による許可を受ける者
13. 第22条第5項による変更申告を行う者
14. 第24条による申告を行う者
15. 第26条による営業継承申告を行う者
- 15の2. 第31条の3の第1項により畜産物加工品を畜産物加工品トレーサビリティ管理対象に登録する者
16. 第40条の2による検査を受ける者

[全文改正 2010.5.25.]

第42条 (公衆衛生上の危害発生時の措置) 食品医薬品安全処長は、公衆衛生上の危害が発生する恐れがあると認めた場合、営業者に対し危害防止に必要な措置を行うよう命じることができる。<改正 2013.3.23.>

[全文改正 2010.5.25.]

第43条（聴聞） 食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する処分を行うためには聴聞を行わなければならない。<改正 2013.3.23、2013.7.30.>

1. 第9条の4による安全管理認証作業場などの認証取り消し
2. 削除 <2013.7.30.>
3. 第27条第1項から第3項までの規定による営業許可の取り消しや営業所の閉鎖命令
[全文改正 2010.5.25.]

第44条（権限の委任および委託） ①本法による食品医薬品安全処長の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部をその所属機関の長または市・道知事に委任することができる。<改正 2013.3.23、2016.2.3.>

②食品医薬品安全処長は、第9条、第9条の2および第9条の3による安全管理認証作業場などの認証などに関する業務と第31条の3、第31条の4および第31条の5による畜産物加工品トレーサビリティ管理のための情報システムの運営などに関する業務を、大統領令で定める法人または団体に委託することができる。ただし、農場、と畜場および集乳場の衛生、病気、品質管理、検査および安全管理認証基準の運営に関する事項は大統領令で定めるところにより農林畜産食品部長官に委託する。<新設 2016.2.3.>

③本法による市・道知事の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を市長・郡守・区庁長に委任することができる。本法による業務はその一部を大統領令で定める方法で法人または団体に委託することができる。<改正 2016.2.3.>

[全文改正 2010.5.25.]

第44条の2（罰則適用時の公務員の擬制） 次の各号のいずれかに該当する者は「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則を適用する時には公務員とみなす。<改正 2013.7.30、2016.2.3.>

1. 削除 <2016.2.3.>
2. 責任獣医師
3. 第44条第2項の本文により委託された業務に従事する法人または団体の役職員

[本条新設 2010.5.25.]

[題名改正 2013.7.30.]

第8章 罰則 <改正 2010.5.25.>

第45条（罰則） ①次の各号のいずれかに該当する者は10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処する。<改正 2014.5.21.>

1. 第7条第1項に違反し許可を受けた作業場でない場所で家畜をと畜・処理した者
2. 第7条第5項に違反し家畜をと畜・処理して食用として使用した者、あるいは販売した者
3. 第10条に違反し家畜または食肉に対する不正行為を行った者
4. 第11条第1項に違反し家畜について検査官の検査を受けなかった者
5. 第15条の2の第1項による禁止措置に違反し畜産物を輸入・販売し、あるいは販売する目的で加工・包装・保管・運搬または陳列した者
6. 第22条第1項に違反し営業許可を受けなかった者、あるいは第22条第2項に違反し変更許可を受けずに営業を行った者
- 6の2. 第32条第1項第1号に違反した者
7. 第33条第1項に違反し畜産物を販売した者、あるいは販売する目的で処理・加工・包装・使用・輸入・保管・運搬または陳列した者

②第1項第6号の2、第7号の罪で禁固以上の刑を宣告され、その刑が確定してから5年以内に再び第1項第6号の2、第7号の罪を犯した者は1年以上10年以下の懲役に処する。その場合、その当該畜産物を販売した時はその小売価格の4倍以上10倍以下に該当する罰金を併科する。<新設 2014.5.21.>

③次の各号のいずれかに該当する者は5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。<新設 2014.5.21.、2016.2.3.>

1. 第31条の2第1項に違反し回収または回収に必要な措置を行わなかった者
2. 第32条第1項（第1号は除く）に違反し虚偽表示、誇大広告、誹謗広告または過剰包装を行った者

④次の各号のいずれかに該当する者は3年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2011.11.22.、2013.3.23.、2014.5.21.、2016.2.3.>

1. 第4条第5項に違反し家畜のと畜・処理、集乳、畜産物の加工・包装・保存または流通を行った者
2. 第4条第6項に違反し畜産物を販売した者、あるいは販売する目的で保管・運搬または陳列した者

3. 第5条第2項に違反しその規格などに適合しない容器などを使用した者
 4. 第7条第1項に違反し許可を受けた作業場ではない場所で集乳、あるいは畜産物を加工、包装または保管した者
 5. 第12条第1項または第2項に違反し食肉について検査官の検査を受けなかった者、あるいは集乳する原乳について検査官または責任獣医師の検査を受けなかった者
 - 5の2. 第12条第5項に違反し報告を行わなかった者
 6. 削除 <2015.2.3.>
 - 6の2. 削除 <2015.2.3.>
 7. 第17条に違反し未検査品を作業場外に搬出した者
 8. 第18条に違反し検査で不合格となった家畜または畜産物を処理した者
 9. 削除 <2013.7.30.>
 10. 第27条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者
 11. 第31条第2項第1号から第4号まで、第5号の2または第6号に違反し営業者およびその従業員が遵守しなければならない事項を遵守しなかった者。ただし、総理令で定める軽微な事項を遵守しなかった者は除く。
 12. 第31条第2項第5号に違反し取引明細書を発行しなかった者、あるいは虚偽の発行を行った者
 13. 第31条第2項第5号に違反し取引内訳書を作成・保管しなかった者、あるいは虚偽で作成した者
 14. 第31条の3第1項の各号以外の部分のただし書きに違反し登録を行わなかった者
 15. 第36条第1項・第2項または第37条第1項による命令に違反した者
 16. 第40条の2第4項に違反し検査で不合格となった動物などを処理した者
- ⑤次の各号のいずれかに該当する者は2年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2013.7.30.、2014.5.21.、2016.2.3.>
1. 第7条第9項に違反し虚偽の合格表示を行った者
 - 1の2. 第13条第3項に違反し責任獣医師を指定しなかった者
 2. 第13条第4項に違反し責任獣医師の業務を妨害した者、あるいは正当な理由なく責任獣医師の要請を拒否した者
 3. 第16条に違反し畜産物の合格表示を行わなかった者、あるいは虚偽の合格表示を行った者
 4. 第38条第2項による掲示文または封印を除去した者、あるいは損傷した者
- ⑥次の各号のいずれかに該当する者は1年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処

する。<改正 2013.3.23.、2014.5.21.、2015.2.3.>

1. 第6条第2項に違反しその基準に適合した表示を行わなかった、あるいは虚偽の表示を行った者。ただし、総理令で定める軽微な事項を適切に表示しなかった者は除く。
2. 第6条第3項に違反し表示がない畜産物を販売した者、あるいは販売する目的で加工・包装・保管・運搬または陳列した者
3. 第11条第3項に違反し検査を拒否・妨害、あるいは忌避した者
4. 第12条第3項に違反し検査を行わなかった、あるいは虚偽の検査を行った者
5. 第19条第1項・第2項または第36条第1項による検査・立入・回収・差し押さえ・廃棄措置を拒否・妨害、あるいは忌避した者
6. 第19条第1項に違反し報告を行わなかった者、あるいは虚偽の報告を行った者
7. 第21条第1項による基準または第22条第4項による条件に違反した者
8. 第22条第5項に違反し申告を行わなかった者
9. 第24条第1項に違反し申告を行わなかった者
10. 第26条第3項に違反し申告を行わなかった者
11. 第38条第1項による営業所の閉鎖措置を拒否・妨害、あるいは忌避した者
12. 削除 <2016.2.3.>

⑦第1項から第5項までの場合、懲役と罰金を併科することができる。<改正 2014.5.21.>
[全文改正 2010.5.25.]

第46条（両罰規定） 法人の代表者や法人、または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関し第45条の違反行為を行った場合、その行為者を罰する以外にその法人または個人に対しても当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合はその限りではない。

[全文改正 2010.5.25.]

第47条（過怠金） ①次の各号のいずれかに該当する者には1千万ウォン以下の過怠金を賦課する。<改正 2013.3.23.、2013.7.30.>

1. 第6条第2項により表示しなければならない事項のうち総理令で定める軽微な事項を適切に表示しなかった者
2. 第7条第2項に違反し申告を行わなかった者
3. 第7条第4項に違反しと畜・処理を行った者

4. 第8条第2項に違反し自主衛生管理基準を作成または運用しなかった者
5. 第9条第2項に違反し自主安全管理認証基準を作成または運用しなかった者

②次の各号のいずれかに該当する者には500万ウォン以下の過怠金を賦課する。<改正
2016.2.3.>

1. 第10条の2に違反し包装を行わず保管・運搬・陳列または販売した者
2. 削除 <2013.7.30.>
3. 第24条第2項に違反し申告を行わなかった者
4. 第25条または第34条に違反し報告を行わなかった者、あるいは虚偽の報告を行った者
5. 第29条第1項および第2項に違反し健康診断を受けなかった者、あるいは健康診断によって他人に危害を及ぼす恐れがある疾病があることを知りながら営業者としてその営業を行った者
6. 第29条第1項および第3項に違反し健康診断を受けなかった者、あるいは健康診断によって他人に危害を及ぼす恐れがある疾病があることがわかっている従業員を営業に従事させた者
7. 第30条第1項・第3項および第6項に違反し教育を受けなかった責任獣医師または従業員をその検査業務または営業に従事させた者
8. 第30条第2項・第3項および第5項に違反し衛生教育を受けずに営業者としてその営業を行った者
9. 第31条第1項に違反し家畜のと畜・処理または集乳の要求を拒否した者
10. 第31条の2第2項に違反し報告を行わなかった者、あるいは虚偽の報告を行った者
- 10の2. 第31条の4第2項のただし書きに違反し畜産物加工品トレーサビリティ管理の表示を行わなかった者
- 10の3. 第31条の4第3項に違反し畜産物加工品トレーサビリティ管理の表示を故意に除去した者、あるいは棄損しトレーサビリティ管理番号がわからないようにした者
11. 第35条による施設改善命令に違反した者

③次の各号のいずれかに該当する者には300万ウォン以下の過怠金を賦課する。<改正
2013.3.23.、2013.7.30.、2016.2.3.>

1. 第12条の2第2項による是正命令を履行しなかった者
2. 第31条第2項第1号から第4号まで、または第6号により営業者およびその従業員が遵守しなければならない事項のうち総理令で定める軽微な事項を遵守しなかった者
- 2の2. 第31条の3第2項に違反し畜産物加工品トレーサビリティ管理登録事項が変更された場合に、変更理由が発生した日から1ヶ月以内に変更申告をしなかった者

2の3. 第31条の5第4項に違反しトレーサビリティ管理情報を畜産物加工品トレーサビリティ管理目的以外の用途に使用した者

3. 第41条に違反し手数料を受けとった者

④第1項から第3項までの規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。<改正

[2013.3.23.>](#)

[\[全文改正 2010.5.25.\]](#)

付則 <第14026号、2016.2.3.>

第1条（施行日） 本法は公布から1年が経過した日より施行する。

第2条から第5条まで 省略

第6条（他の法律の改正） ①省略

②畜産物衛生管理法の一部を次のとおり改正する。

第9条の5を削除する。

第44条の2第1号を削除する。

第7条 省略

韓国 畜産物衛生管理法（仮訳）

2017年7月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載